

訪問看護医療DX情報活用加算について

令和7年1月1日

2024年診療報酬改定に伴い、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、ご利用者の診療情報等を取得した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

これにより訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

- (ア) 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施しています。
- (イ) マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

済生会わかくさ訪問看護ステーション